

昭和三十九年運輸省令第二十一号

旅客自動車運送事業等報告規則

道路運送法（昭和二十六年法律第八十二号）第二百二十六条第一項の規定に基づき、自動車運送事業等報告規則を次のように定める。

第一条 旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体の事業又は自動車の所有若しくは使用に関する報告については、別に定めるものを除き、この省令の定めるところによる。

（事業報告書及び輸送実績報告書）

第二条 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）運輸監理部長（以下「管轄運輸監理部長」という。）若しくは運輸支局長（以下「管轄運輸支局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。

Table with 4 columns: 1. 事業者区分 (事業者区分), 2. 報告書の種類 (報告書の種類), 3. 提出時期 (提出時期), 4. 提出先 (提出先)

Main table with 4 columns: 1. 事業者区分 (事業者区分), 2. 報告書の種類 (報告書の種類), 3. 提出時期 (提出時期), 4. 提出先 (提出先)

Main table with 4 columns: 1. 事業者区分 (事業者区分), 2. 報告書の種類 (報告書の種類), 3. 提出時期 (提出時期), 4. 提出先 (提出先)

間に運行系統の新設、変更又は廃止を行わなかつたときは、この限りでない。
（自家用有償旅客運送の輸送実績報告書）
第二条の二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該区域が主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。）の区域内にある場合にあつては、当該指定都道府県等の長）に、自家用有償旅客運送の種類ごとに第六号様式による輸送実績報告書を、毎年五月三十一日までに一通提出しなければならない。
2 前項の輸送実績報告書は、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものとする。
（臨時の報告）
第三条 旅客自動車運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長（主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、当該指定都道府県等の長。以下この条において同じ。）から、その事業又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告を求められたときは、報告書の提出その他の方法により報告をしなければならない。
2 国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の報告を求めるときは、報告の方法及び期限その他必要な事項を明示するものとする。
（報告書の経由）
第四条 この省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に報告書を提出するときは、その住所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由しなければならない。
附則 抄
1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
附則（昭和三十九年一月一九日運輸省令第七九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四〇年三月三十一日運輸省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年八月一日運輸省令第六〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年三月一五日運輸省令第五号）
この省令は、昭和四十三年四月一日から施行し、改正後の第二号様式から第十号様式までの様式は、提出すべき期限がこの省令の施行の日以降である報告書について適用する。

附則（昭和四六年一月一日運輸省令第二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年五月一七日運輸省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び営業概況報告書について適用する。

附則（昭和四六年一月一日運輸省令第六四号）抄
この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

附則（昭和四八年三月二六日運輸省令第八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年三月三〇日運輸省令第一〇号）抄
この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の一般自動車運送事業会計規則は昭和四十八年四月一日以降に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、第二条の規定による改正後の自動車運送事業等報告規則は提出すべき期限が昭和四十九年四月一日以降である報告書について適用する。

附則（昭和五〇年二月一九日運輸省令第一号）抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十九年十月一日から適用する。

附則（昭和五三年一〇月三二日運輸省令第五四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年三月二四日運輸省令第四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年二月五日運輸省令第五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の規定中道路運送法施行規則第十

四条の改正規定（同条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に一号を加える部分に限る。）、第十二条及び第十三条の規定は、昭和五十七年五月一日から施行する。

附則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）抄
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年六月二五日運輸省令第二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

